

# 緊急輸送路等に沿うブロック塀等の改善について

「浜松市プロジェクトTOUKAI（東海・倒壊）-0総合支援事業」

## 【ブロック塀等撤去改善事業】

- ★地震発生時に倒壊・転倒の危険性のあるブロック塀等を安全な塀に改善する事業
- ・ブロック塀等…ブロック塀・石塀・レンガ塀・万年塀その他これらに類する塀
  - ・道路等…建築基準法上の道路、浜松市地域防災計画上の緊急避難場所、その他市長が認める道路

### 補助の条件

※ 撤去と新設は同時に申請をする必要があります。

- (撤去費)○ 道路等に沿っているブロック塀等であること
- 道路等からの高さ80cm以上かつブロック塀の場合3段以上であること
  - 転倒した際に道路等に影響を及ぼすものであること
  - 道路沿いのブロック塀等はすべて撤去すること

- (新設費)○ 緊急輸送路等に面するブロック塀等を撤去した跡地に、速やかに地震に対して安全な塀を新設すること (※)

(※) 緊急輸送路等とは、浜松市地域防災計画上の緊急輸送路、幹線避難路、緊急避難場所、容積率400%以上の商業地域内の建築基準法第42条第1項、第2項の道路をいう。

(※) 幅員が4m未満の道路（建築基準法42条2項道路）沿いについては、セットバックした位置を跡地とみなす。

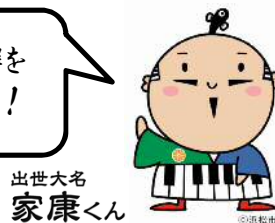
(※) 安全な塀は以下に該当するものをいう。

- ・フェンス等を設置する場合、メーカーの仕様等に基づき設置すること
- ・ブロックを積む場合、基礎を含め静岡県作成の「新しいブロック塀の造り方」に基づき築造すること

### 補助額・率

- 「撤去工事費」と「撤去ブロック塀等の延長に8,900円/mを乗じた基準額」とを比較していずれか少ない額の1/2以内。ただし、上限10万円/敷地
  - 「新設工事費」と「跡地に新設する塀の延長に38,400円/mを乗じた基準額」とを比較していずれか少ない額の1/2以内。ただし、上限25万円/敷地
- ※ 補助対象額に消費税額を含む場合

危険なブロック塀を  
安全にするのじゃ!



### ご注意ください!

補助制度を利用する場合は、事前の手続きが必要となります。手続きをする前に、業者との契約や業務に着手すると、補助の対象とはなりません。

## 補助事業の手続き

事前相談・調査申

・ブロック塀等を撤去する**2週間前**までに、電話または窓口で調査の申込みをしてください。

事前現地調査

・対象のブロック塀等の調査にうかがいます。調査の際には立会をお願いします。

補助金の交付申

・補助金の交付について、申請書を提出していただきます。

<必要書類>

・交付申請書（第1号様式、第1号の7様式）

・市税納付・納入確認同意書（第2号様式）

・撤去工事費に関する見積書の写し

・新設工事費に関する見積書の写し

・ブロック塀等撤去改善事業 現場確認書

・新設計画内容を示す書類（配置図, 断面図, フェンスの仕様書等）

事業者の場合〔・市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し

〕内も提出〔・消費税申出書（第13号様式）

補助金の交付決

・補助金の交付が決定したことを通知する決定通知書を受領した後に、工事に着手してください。

完了報告

・工事終了後、速やかに実績報告書と補助金の請求書を提出してください。

<必要書類>

・実績報告書（第7号様式）

・撤去費の領収書の写し（見積書と同じ金額）

・新設費の領収書の写し（見積書と同じ金額）

・撤去前、撤去完了の写真（全景）

・新設工事中間工程写真（基礎・ブロックの配筋・埋設部分・出来型等）  
※スケール等を入れて撮影してください。

・新設工事完了写真（全景）

・請求書（第9号様式）

完成検査

・完了報告に基づき確認をし、補助金が確定したことを通知する確定通知書を送付します。

補助金の支払

・補助金を指定した口座に振り込みます。

<お問い合わせ先>

★〒430-8652 浜松市中区元城町103-2 浜松市役所 4階

浜松市役所 都市整備部 建築行政課 建築耐震グループ  
TEL 053-457-2473

★〒434-8550 浜松市浜北区貴布祢3000 なゆた浜北 3階

浜松市役所 都市整備部 北部都市整備事務所  
TEL 053-585-1154

H29年4月